

< 記入例 > 調査票A(調査票Bも同様)

都道府県教育委員会又は都道府県私立学校担当部局におけるいじめの問題への取組状況(市町村教育委員会もこの記入例と同様)

機 関 名	県教育委員会
-------	--------

平成6年12月9日の「緊急アピール」以降の各都道府県での取組事例について、下記の1～4の事項ごとにできるだけ広範に、かつ、詳細に記入例を参考にしながら記入すること。
(事例ごとに実施時期も記入すること。)

1 いじめの問題への教育指導の充実のための措置

(いじめの問題に関する教師用の指導資料やパンフレット等の作成・配布、いじめ対策協力者会議の設置、都道府県教育委員会又は私立学校担当部局主催のいじめの問題に関する教員研修の内容・方法等の工夫・充実、特に困難ないじめの問題を抱える学校等への指導主事の派遣体制等についてできるだけ具体的に記入)

〔記入例〕

・いじめの問題に関する教師用の指導資料やパンフレット等の作成・配布従来の生徒指導資料とは別に、いじめの問題に関する教師用の指導資料「いじめを許さない学校」(A4版カラー70頁)を作成し、公立の小・中・高校及び特殊教育諸学校の教職員全員に配布した(年 月)。

・いじめ対策協力者会議等の設置

知事を本部長とする「 県いじめ対策本部」を設置し、全県的な視野に立って関係部局で取り組むべき方策について検討している(年 月より)。

また、平成7年1月、教育長決裁により学識経験者、現職教員、臨床心理士、関係機関関係者等からなる「 県いじめ対策協力者会議」を設置し、いじめの問題の解決のために関係者が取るべき方策について研究協議を行っている。

・都道府県教育委員会主催のいじめの問題に関する教員研修の内容・方法等の工夫・充実
初任者研修、経験者研修(5年及び10年)において、従来から行ってきた生徒指導の研修に加えて、本年度からそれぞれ2日間ずつ、いじめの問題に特定化した、具体的事例に即した研修を行うこととしている。

また、平成7年度より新たに生徒指導担当教員、養護教諭、保健主事に対して、いじめの問題に関し1週間の特別研修(主に事例研究)を行った(年 月 日～ 日)。

・特に困難ないじめの問題を抱える学校への指導主事の派遣体制

平成7年度新たに各教育事務所にいじめの問題専門の生徒指導担当の指導主事を1名配置、管下の学校を定期的に訪問するとともに、いじめの問題が発生したときには、直ちに当該学校に派遣できる体制を整えた(年 月)。

2 教育相談体制の整備・充実のための措置

(1) 学校における教育相談の充実のための措置

(都道府県教育委員会又は私立学校担当部局主催の教育相談に係る教員研修の内容・方法の工夫・充実、都道府県単独の学校相談員やスクールアドバイザー等の専門家を学校等に派遣する制度の導入、教員向けの教育相談指導資料の作成等についてできるだけ具体的に記入)

〔記入例〕

- ・都道府県主催の教育相談に係る教員研修の内容・方法の工夫・充実
従来は年間3日間行ってきたカウンセリング講座を平成7年度から6日間に拡大するとともに、講師に臨床心理士を加えるなどしてその充実を図っている。また、カウンセリングは実践が重要であることから、実際事例に即した演習の時間を多く設けるようにした(年 月 日～ 日)。
- ・都道府県単独の学校相談員やスクールアドバイザー等の専門家を学校等に派遣する制度の導入
各教育事務所に臨床心理士や大学教官等をスクールカウンセラーとして3名配置し、それぞれ受持ちの学校を決め、少なくとも毎月1回は担当する全学校を訪問することとしている(年 月より)。
- ・教員向けの教育相談指導資料の作成
教員向けのカウンセリング指導資料「生徒の共感的理解を得るためのカウンセリング」及びビデオ資料「カウンセリングマインド育成のために」を作成し、全教職員及び全ての学校に配布している(年 月)。

(2) 教育相談機関の整備・充実のための措置

(教育センター等における相談員の増員、相談窓口の開設時間の延長、パンフレット等による相談機関情報の周知広報、教育センターと人権擁護機関・児童相談所等の各種相談機関との効果的な連携の実態等についてできるだけ具体的に記入)

〔記入例〕

・教育センター等における相談員の増員、開設時間の延長

平成7年度には教育センターの相談員を5名から10名へと拡大するとともに、各教育事務所にも専任の相談員を2名ずつ配置した。また、平日の相談時間を従来午後5時30分までであったものを午後8時まで延長するとともに、新たに土・日も5時まで相談を受け付けることとした(年 月より)。

・パンフレット等による相談機関情報の周知広報

相談機関の電話番号を記載したテレホンカード大の「いじめ撃退コールカード」を作成し、全児童生徒に配布するとともに、保護者用にも電話番号及び住所等を記載したリーフレットを作成し、児童生徒を通じて配布した(年 月)。

・教育センターと人権擁護機関・児童相談所等の各種相談機関との効果的な連携の実態

平成7年度から、教育委員会の主催で、教育センター、児童相談所、人権擁護局、少年補導センター、警察少年課等の関係者を構成員として、いじめの問題に特定化した「相談機関職員連絡協議会」を月に1回開催し、相互の情報交換を行っている(年 月より)。

3 学校・PTA・地域の団体等との連携の推進のための措置

(連携協力のための新たな会議の設置、家庭向け広報活動の改善等についてできるだけ具体的に記入)

〔記入例〕

・連携協力のための新たな会議の設置

従来から行ってきた学校警察連絡会に加え、平成7年 月に教育委員会、PTA関係者、警察、人権擁護局、児童相談所等の関係者からなる「いじめの問題対策推進協議会」を設置し、原則として学期ごとに1度開催することとしている。

・家庭向け広報活動の改善

各家庭向けに「いじめ対策リーフレット」を作成し、児童生徒を通じて配布した(月 日)。また、「県民だより」でいじめの特別企画(年 月)を実施するなど既存の広報誌で随時取り上げるほか、TVや新聞等の県の広報機会を利用して相談機関の情報を提供している(月 日、 月 日)。

4 今後より一層の充実を図っていこうと考えている施策等について(施策の概要についてできるだけ具体的に記入)

(1) 平成8年度新規施策として検討している事項

(2) 平成8年度以降、中長期の課題として検討している事項

(3) その他